

第4 温風暖房機（条例第3条の3）

1 用語の定義

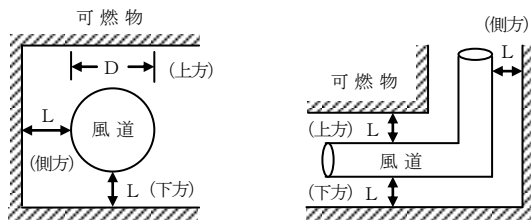
温風暖房機とは、燃烧室又は発熱体を有し、暖房を主目的とし温風を発生させるもので、燃烧ガス及び燃烧生成物が温風に混入しない構造の設備をいう。

2 条例等の運用

条例、条則及びガス機器基準書によるほか、その取り扱い及び運用については、次によること。

- (1) 第1項第2号の建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品から保たなければ風道の距離は、風道の種別、風道の径及び風道の周囲の区分に応じ、次式により求めた数値以上とすること。（第4-1図及び第4-1表参照）

$$L = D \times a$$



※ L：可燃物から保たなければならない距離  
 D：風道の径（円形以外の風道にあっては、長辺の長さをいう。）  
 a：常数で第4-1表に示す数値

第4-1図

第4-1表（aの数値）

風道の種別	風道の周囲の区分		
	上方	側方	下方
温風暖房機に付属する風道	0.70	0.55	0.45

- (2) 第2項の規定により準用することとなる条例第3条第1項第14号アで規定する「風道の炉に近接する部分」とは、温風暖房機本体の接続部分から、風道の長さが2m以内の範囲で、できる限り近い部分をいうものであること。

なお、風道が2m未満のもの又は温風暖房機から5m以内の風道部分に、不燃区画のための防火ダンパーが設けられている場合は、防火ダンパーを設けないことができること。

- (3) 第2項に規定する準用規定は、第2 炉及び共通事項を準用すること。  
 (4) 浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器については、条例第3条の3の温風暖房機として取り扱うもので、別記資料によること。

## 別記資料

## 浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器の設置基準

## 1 適用範囲

この基準は、一般家庭の浴室内の乾燥及び浴室暖房等をする電気機器のうち、次の全てに該当する機器（以下「適合機器」という。）に適用する。

- (1) 浴室内の天井に組込み形等として設置されるもの
- (2) 電気ヒーターを熱源（ヒートポンプ式のみのは除く。）とするもの
- (3) 組込み形等の浴室用衣類乾燥機の自主試験基準（（社）日本電機工業会で定める自主試験基準）に適合したもの、又は、これと同等以上の安全性が確認されたもの

## 2 設置要領

条例第3条の3（第1項第2号の規定を除く。）の規定によるほか、次によること。（別図参照）

## (1) 機器本体

- ア 適合機器本体の可燃物等からの保有距離については、条例第17条の3の規定を適用し、製造者等が指定する距離で設置できるものであること。
- イ 機器は、上階スラブ又は天井等に堅固に取り付けること。
- ウ 浴室内への温風吹出口及び空気吸込口の前方10cm未満の範囲内には、造営材等（乾燥する衣類を含む。）を設けないこと。

## (2) 換気ダクト（浴室の除湿等を目的とする機器本体と接続されるもの）

- ア ダクトは、不燃材料で造ること。
- イ ダクトは、専用とすること。  
ただし、一の住戸内の洗面所、便所その他これらに類する室（以下「洗面所等」という。）のダクトと接続される場合で、洗面所等のダクトが不燃材料で造られている場合は、この限りでない。

## (3) その他

- ア 漏電遮断器を設けること。
- イ 機器本体に近接する部分に、機器本体の点検・清掃に必要な点検口（容易に点検・清掃できる構造のものを除く。）を設けること。

別図

浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器の設置図

